

(1) 行政区画

1-1 栃木県行政区画図

〔平成24年4月1日現在〕
〔栃木県市町村課〕



(注) 細字の市町村名は、合併等による旧市町村名です。

市町村数の増減状況		
区分	昭和 28. 10. 1 現在市町村数	平成 24. 4. 1 現在市町村数
市	5	1 4
町	3 7	1 2
村	1 2 8	—
計	1 7 0	2 6

1-2 市町村の廃置分合及び名称変更

(昭和29年2月～平成24年3月)

(栃木県市町村課)

年 月 日	廃 置 分 合 ・ 名 称 変 更
昭和29. 2. 11	上都賀郡小来川村を廃し、その区域を日光町に編入 上都賀郡日光町を日光市とする
3. 31	芳賀郡祖母井町、南高根沢村及び水橋村を廃し、その区域をもって新たに芳賀町を設置 塩谷郡熱田村を廃し、その区域を分けて北高根沢村及び氏家町に編入 河内郡豊岡村及び上都賀郡落合村を廃し、その区域を今市町に編入 上都賀郡今市町を今市市とする 芳賀郡真岡町、山前村、大内村及び中村を廃し、その区域をもって新たに真岡町を設置 下都賀郡小山町及び大谷村を廃し、その区域をもって新たに小山市を設置 那須郡烏山町、境村、向田村及び七合村を廃し、その区域をもって新たに烏山町を設置 安蘇郡田沼町、野上村及び三好村を廃し、その区域をもって新たに田沼町を設置
4. 1	下都賀郡国分寺村を国分寺小金井町とする
4. 29	下都賀郡国分寺小金井町を国分寺町と変更
5. 3	芳賀郡長沼村、久下田町及び物部村を廃し、その区域をもって新たに二宮町を設置 芳賀郡市羽村及び小貝村を廃し、その区域をもって新たに市貝村を設置
6. 1	那須郡下江川村及び荒川村を廃し、その区域をもって新たに南那須村を設置 芳賀郡益子町、田野村及び七井村を廃し、その区域をもって新たに益子町を設置
7. 1	那須郡馬頭町、武茂村、大内村及び大山田村を廃し、その区域をもって新たに馬頭町を設置
8. 1	芳賀郡茂木町、逆川村、須藤村及び中川村を廃し、その区域をもって新たに茂木町を設置 河内郡平石村を廃し、その区域を宇都宮市に編入 足利郡三重村及び山前村を廃し、その区域を足利市に編入
8. 10	芳賀郡清原村を廃し、その区域を宇都宮市に編入
9. 25	河内郡横川村を廃し、その区域を宇都宮市に編入
9. 30	下都賀郡大宮村、皆川村、吹上村及び寺尾村を廃し、その区域を栃木市に編入
10. 1	鹿沼市、上都賀郡東大芦村、菊沢村、板荷村、北押原村、西大芦村、加蘇村及び北犬飼村を廃し、 その区域をもって新たに鹿沼市を設置 芳賀郡真岡町を真岡市とする 河内郡瑞穂野村を廃し、その区域を宇都宮市に編入
11. 1	河内郡篠井村を廃し、その区域を分けて宇都宮市及び今市市に編入 河内郡城山村、国本村、富屋村及び豊郷村を廃し、その区域を宇都宮市に編入 河内郡大沢村を廃し、その区域を今市市に編入 足利郡北郷村及び名草村を廃し、その区域を足利市に編入
11. 3	下都賀郡壬生町及び稲葉村を廃し、その区域をもって新たに壬生町を設置 下都賀郡石橋町及び姿村を廃し、その区域をもって新たに石橋町を設置 那須郡那須村、芦野町及び伊王野村を廃し、その区域をもって新たに那須町を設置
12. 1	那須郡大田原町、親園村及び金田村を廃し、その区域をもって新たに大田原市を設置
12. 31	那須郡野崎村を廃し、その区域を分けて大田原市及び塩谷郡矢板町に編入
昭和30. 1. 1	塩谷郡矢板町、泉村及び片岡村を廃し、その区域をもって新たに矢板町を設置 足利郡吾妻村を廃し、その区域を佐野市に編入 那須郡黒磯町、鍋掛村、東那須野村及び高林村を廃し、その区域をもって新たに黒磯町を設置
1. 8	上都賀郡栗野町、粕尾村、永野村及び清州村を廃し、その区域をもって新たに栗野町を設置 安蘇郡葛生町、常盤村及び氷室村を廃し、その区域をもって新たに葛生町を設置
2. 11	下都賀郡穂積村、豊田村及び中村を廃し、その区域をもって新たに美田村を設置 那須郡黒羽町、川西町、両郷村及び須賀川村を廃し、その区域をもって新たに黒羽町を設置 那須郡西那須野町及び狩野村を廃し、その区域をもって新たに西那須野町を設置
3. 31	足利郡三和村、小俣町及び葉鹿町を廃し、その区域をもって新たに坂西町を設置 足利郡御厨町、筑波村、久野村及び梁田村を廃し、その区域をもって新たに御厨町を設置 下都賀郡藤岡町、部屋村、赤麻村及び三鴨村を廃し、その区域をもって新たに藤岡町を設置 安蘇郡赤見町を廃し、その区域を佐野市に編入
4. 1	河内郡古里村及び田原村を廃し、その区域をもって新たに河内村を設置 塩谷郡喜連川町及び那須郡上江川村を廃し、その区域をもって新たに喜連川町を設置 下都賀郡赤津村及び家中村を廃し、その区域をもって新たに都賀村を設置 河内郡羽黒村及び絹島村を廃し、その区域をもって新たに上河内村を設置 河内郡姿川村及び雀宮町を廃し、その区域を宇都宮市に編入
4. 25	下都賀郡間々田町及び生井村を廃し、その区域をもって新たに間々田町を設置
4. 27	上都賀郡西方村及び真名子村を廃し、その区域をもって新たに西方村を設置
4. 29	河内郡吉田村及び薬師寺村を廃し、その区域をもって新たに南河内村を設置 河内郡上三川町、本郷村及び明治村を廃し、その区域をもって新たに上三川町を設置
5. 5	塩谷郡三依村を廃し、その区域を同郡藤原町に編入

1-2 市町村の廃置分合及び名称変更(続)

(昭和29年2月～平成24年3月)

(栃木県市町村課)

年月日	廃置分合・名称変更
昭和30.7.28	下都賀郡南犬飼村を廃し、その区域を同郡壬生町に編入 上都賀郡南摩村を廃し、その区域を鹿沼市に編入
8.10	上都賀郡南押原村を廃し、その区域を鹿沼市に編入
11.5	那須郡佐久山町を廃し、その区域を大田原市に編入
昭和31.9.1	塩谷郡塩原町及び箒根村を廃し、その区域をもって新たに塩原町を設置
9.30	下都賀郡岩舟村、小野寺村及び静和村を廃し、その区域をもって新たに岩舟村を設置 下都賀郡寒川村を廃し、その区域を間々田町に編入 下都賀郡桑村及び絹村を廃し、その区域をもって新たに桑絹村を設置 安蘇郡新合村及び飛駒村を廃し、その区域を同郡田沼町に編入 下都賀郡瑞穂村、水代村及び富山村を廃し、その区域をもって新たに大平村を設置
昭和32.3.31	下都賀郡国府村を廃し、その区域を栃木市に編入 塩谷郡船生村、大宮村及び玉生村を廃し、その区域をもって新たに塩谷村を設置
昭和33.4.1	塩谷郡北高根沢村及び阿久津町を廃し、その区域をもって新たに高根沢町を設置
11.1	塩谷郡矢板町を矢板市とする
昭和34.1.1	足利郡菱村を廃し、その区域を群馬県桐生市に編入
4.1	足利郡富田村を廃し、その区域を足利市に編入
昭和36.7.1	下都賀郡桑絹村を桑絹町とする
11.3	下都賀郡大平村を大平町とする
昭和37.4.1	下都賀郡岩舟村を岩舟町とする
10.1	足利郡御厨町及び坂西町を廃し、その区域を足利市に編入
昭和38.1.1	下都賀郡野木村を野木町とする
4.18	下都賀郡間々田町及び美田村を廃し、その区域を小山市に編入
11.3	下都賀郡都賀村を都賀町とする
昭和40.2.11	塩谷郡塩谷村を塩谷町とする
9.30	下都賀郡桑絹町を廃し、その区域を小山市に編入
昭和41.4.1	河内郡河内村を河内町とする
昭和45.11.1	那須郡黒磯町を黒磯市とする
昭和46.4.1	河内郡南河内村を南河内町とする
9.1	那須郡南那須村を南那須町とする
昭和47.1.1	芳賀郡市貝村を市貝町とする
昭和57.4.1	塩谷郡塩原町を那須郡に編入(郡界変更)
平成6.7.1	河内郡上河内村を上河内町とする
10.1	上都賀郡西方村を西方町とする
平成17.1.1	黒磯市、那須郡西那須野町及び塩原町を廃し、その区域をもって新たに那須塩原市を設置
2.28	佐野市、安蘇郡田沼町及び葛生町を廃し、その区域をもって新たに佐野市を設置
3.28	塩谷郡氏家町及び喜連川町を廃し、その区域をもって新たにさくら市を設置
10.1	那須郡湯津上村及び黒羽町を廃し、その区域を大田原市に編入 那須郡南那須町及び烏山町を廃し、その区域をもって新たに那須烏山市を設置 那須郡馬頭町及び小川町を廃し、その区域をもって新たに那珂川町を設置
平成18.1.1	上都賀郡栗野町を廃し、その区域を鹿沼市に編入
1.10	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町及び国分寺町を廃し、その区域をもって新たに下野市を設置
3.20	日光市、今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡栗山村及び藤原町を廃し、その区域をもって新たに日光市を設置
平成19.3.31	河内郡上河内町及び河内町を廃し、その区域を宇都宮市に編入
平成21.3.23	芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入
平成22.3.29	栃木市、下都賀郡大平町、藤岡町及び都賀町を廃し、その区域をもって新たに栃木市を設置
平成23.10.1	上都賀郡西方町を廃し、その区域を栃木市に編入

4 行政區画

1-3 市町村合併状況
(昭和29年2月～平成24年3月)

(栃木県市町村課)

市町村	施行 年月日	合併 形式	関係市町村	市町村	施行 年月日	合併 形式	関係市町村
宇都宮市	S29. 8. 1	編入	平石村	大田原市	S29. 12. 1	合体	大田原町、親園村、金田村 (市制施行)
	S29. 8. 10	〃	清原村				
	S29. 9. 25	〃	横川村	S29. 12. 31	編入		野崎村の一部
	S29. 10. 1	〃	瑞穂野村	S30. 11. 5	〃		佐久山町
	S29. 11. 1	〃	篠井村の一部、城山村、国本村、 富屋村、豊郷村	H17. 10. 1	〃		湯津上村、黒羽町
	S30. 4. 1	〃	姿川村、雀宮町	矢板市	S29. 12. 31	編入	野崎村の一部を矢板町へ
	H19. 3. 31	〃	上河内町、河内町	S30. 1. 1	合体		矢板町、泉村、片岡村 (町制施行)
足利市	S29. 8. 1	〃	三重村、山前村	S33. 11. 1			(市制施行)
	S29. 11. 1	〃	北郷村、名草村	那須塩原市	H17. 1. 1	合体	黒磯市、西那須野町、塩原町 (市制施行)
	S34. 4. 1	〃	富田村	さくら市	H17. 3. 28	合体	氏家町、喜連川町 (市制施行)
	S37. 10. 1	〃	御厨町、坂西町	那須烏山市	H17. 10. 1	〃	南那須町、烏山町 (市制施行)
栃木市	H22. 3. 29	合体	栃木市、大平町、藤岡町、都賀町 (市制施行)	下野市	H18. 1. 10	〃	南河内町、石橋町、国分寺町 (市制施行)
	H23. 10. 1	編入	西方町	上三川町	S30. 4. 29	〃	上三川町、本郷村、明治村 (町制施行)
佐野市	H17. 2. 28	合体	佐野市、田沼町、葛生町 (市制施行)	益子町	S29. 6. 1	〃	益子町、田野村、七井村 (町制施行)
鹿沼市	S29. 10. 1	〃	鹿沼市、東大芦村、菊沢村、板荷村 北押原村、西大芦村、加蘇村、北犬 飼村 (市制施行)	茂木町	S29. 8. 1	〃	茂木町、逆川村、須藤村、中川村 (町制施行)
	S30. 7. 28	編入	南摩村	市貝町	S29. 5. 3	〃	市羽村、小貝村 (町制施行)
	S30. 8. 10	〃	南押原村	S47. 1. 1			
	H18. 1. 1	〃	栗野町	芳賀町	S29. 3. 31	〃	祖母井町、南高根沢村、水橋村 (町制施行)
日光市	H18. 3. 20	合体	日光市、今市市、足尾町、栗山村、 藤原町 (市制施行)	壬生町	S29. 11. 3	〃	壬生町、稲葉村 (町制施行)
小山市	S29. 3. 31	〃	小山町、大谷村 (市制施行)	S30. 7. 28	編入		南犬飼村 (町制施行)
	S38. 4. 18	編入	間々田町、美田村	野木町	S38. 1. 1		
	S40. 9. 30	〃	桑絹町	岩舟町	S31. 9. 30	合体	岩舟村、小野寺村、静和村 (町制施行)
真岡市	S29. 3. 31	合体	真岡町、山前村、大内村、中村 (町制施行)	S37. 4. 1			
	S29. 10. 1		(市制施行)	塩谷町	S32. 3. 31	〃	船生村、玉生村、大宮村 (町制施行)
	H21. 3. 23	編入	二宮町	S40. 2. 11			
				高根沢町	S33. 4. 1	〃	北高根沢村、阿久津町 (町制施行)
				那須町	S29. 11. 3	〃	那須村、芦野町、伊王野村 (町制施行)
				那珂川町	H17. 10. 1	〃	馬頭町、小川町 (町制施行)